

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

高等裁判所事務局人事課長 殿

裁判所職員総合研修所事務局企画研修第一課長

裁判所職員総合研修所事務局企画研修第二課長

裁判所職員総合研修所事務局企画研修第三課長

令和 7 年度研修計画協議会の事前配布資料について

(事務連絡)

標記の事前配布資料として下記の資料を送付しますので、貴庁管内の協議員に交付してください。

記

- 1 令和 7 年度研修計画協議会日程表
- 2 令和 8 年度研修実施計画（案）についての説明
- 3 令和 8 年度研修実施計画（案）
- 4 令和 8 年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ
- 5 令和 8 年度研修実施計画・令和 7 年度研修実施状況一覧表
- 6 司法研修所との合同実施状況一覧表（令和 3 年度～令和 7 年度）
- 7 令和 7 年度研修計画協議会説明要旨（令和 7 年度研修実施状況について）
- 8 協議事項

令和 7 年度研修計画協議会 日程表

令和 8 年 1 月 8 日 (木)

時 刻	内 容
13:25	事務連絡
13:30	所長挨拶
1	令和 7 年度研修実施状況報告・令和 8 年度研修実施計画説明
2	意見交換 (適宜休憩)
15:40頃	終了

令和 8 年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ【研修の目的による整理】



裁判所職員総合研修所

	業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修等			階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修	その他
	裁判事務系	事務局事務系	管理業務系		
管理職員層			トップマネジメント研究会 首席家裁調査官研究会 管理者研究会(組織運営) 裁判部ゼネラルマネジメント研究会 次席家裁調査官等研究会 次席書記官研究会 管理者研究会		
中間管理職員層	家裁調査官実務研究・関係機関特別研究 書記官実務研究 総括執行官研究会 執行官実務研究会 速記官中央研修 家裁調査官特別研修 家裁調査官実務研究会 家事特別研究会 実務研究会(家・少) 実務研究会(民・刑)	研修指導研究会 実務指導研究会(民・刑・家) 情報セキュリティ研修	シニア・ミドルマネジメント研修 裁判部企画官任命前研修 ミドルマネジメント研修 主任家裁調査官研修 新任中間管理者研修		トータルキャリア研修 各種自庁研修 高裁ブロック研修
管理職員等以外の職員層	書記官ブラッシュアップ研修 家裁調査官応用研修	係長等(総務・人事・会計)研修 訟廷管理係長研修 研修事務担当者研修 情報処理研修 事務官専門研修		新任係長研修 新任主任・調査員研修 ジャンプアップ研修 ステップアップ研修 事務官法律研修 フォローアップセミナー 新採用職員研修 総合職採用職員初任研修 フレッシュセミナー	CA研修 実務試験
養成	書記官養成課程 家裁調査官養成課程				

中央研修 高裁委嘱研修 各庁委嘱研修 研究 自庁研修 養成課程

* 各分野における課題への取組の進展状況や喫緊の課題に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

令和8年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ【対象者による整理】



裁判所職員総合研修所

	裁判部系統		事務局系統	その他
	家裁調査官	書記官・事務官・速記官		
管理者層	首席家裁調査官研究会 次席家裁調査官等実務研究会 次席家裁調査官等研究会	トップマネジメント研究会 管理者研究会（組織運営） 裁判部ゼネラルマネジメント研究会 次席書記官研究会 管理者研究会		
中間管理者層	家裁調査官実務研究・関係機関特別研修 家裁調査官特別研修 主任家裁調査官研修	研修指導研究会 シニア・ミドルマネジメント研修 裁判部企画官任命前研修 実務指導研究会（民・刑・家） ミドルマネジメント研修 新任中間管理者研修		情報セキュリティ研修 総括執行官実務研究会 執行官実務研究会 新任執行官研修
家裁調査官等層	家裁調査官応用研修	実務研究会（家・少） 実務研究会（民・刑） 書記官中央研修 書記官実務研究会 家事特別研究会 速記官中央研修 書記官ブラッシュアップ研修	係長等（総務・人事・会計）研修 訟廷管理係長研修 研修事務担当者研修 新任係長研修 新任主任・調査員研修 事務官専門研修	情報処理研修 トータルキャリア研修 高裁ブロック研修 各種自庁研修
事務官・家裁調査官補層	家裁調査官養成課程	書記官養成課程	事務官法律研修 ジャンプアップ研修 ステップアップ研修	CA研修実務試験
新採用職員		フォローアップセミナー 総合職採用職員初任研修 新採用職員研修 フレッシュセミナー		

中央研修 高裁委嘱研修 各庁委嘱研修 研究 自庁研修 養成課程

* 各分野における課題への取組の進展状況や喫緊の課題に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

【機密性2】

令和8年度研修実施計画・令和7年度研修実施状況一覧表

資料 5

* 研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、◇は各庁委嘱研修、●は自庁研修を表す。

(7.12.15総研)

令和8年度					令和7年度			
番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	備考
1	◎家事実務研究会(※)	[リ] 8.11.10(火)～11.12(木)	3	約100	[リ] 7.11.5(水)～11.7(金)	3	100	
2	◎少年実務研究会(※)	[リ] 8.9.7(月)～9.9(水)	3	約100	[リ] 7.9.10(水)～9.12(金)	3	99	
3	◎民事実務研究会				[リ] 7.6.16(月)～6.17(火)	2	49	
		第1回(※)		約50	[リ] 7.12.5(金)	各1	50	
		第2回		約50	[リ] 8.2.20(金)		約50	
4	◎刑事実務研究会	[リ] 8.6.16(火)	1	約60	[リ] 7.6.16(月)～6.17(火)	2	59	
5	◎家事特別研究会(※)	[リ] 8.9.30(水)～10.1(木)	2	約50	[リ] 7.10.1(水)～10.2(木)	2	50	
6	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回	[リ]8.10.13(火)～10.15(木)	約50	[リ]7.10.14(火)～10.16(木)	各3	38	
		第2回	8.12.2(水)～12.4(金)	約40	7.12.3(水)～12.5(金)		29	
		第3回	[リ]9.1.20(水)～1.22(金)	約50	[リ]8.1.21(水)～1.23(金)		約50	
7	◎家庭裁判所調査官応用研修	8.7.7(火)～7.10(金)	4	未定	7.7.1(火)～7.4(金)	4	38	
8	◎速記官中央研修	[リ]8.6.24(水)	1	約15	[リ]7.6.25(水)～6.26(木)	2	18	
9	◎総括執行官研究会(☆)	8.6.30(火)～7.2(木)	3	約20				
10	◎執行官実務研究会	9.2.24(水)～2.26(金)	3	未定	8.2.25(水)～2.27(金)	3	約20	
11	◎新任執行官研修	8.5.20(水)～5.22(金)	3	未定	7.5.20(火)～5.23(金)	4	15	実施時期「7.5.20(火)～5.23(金)」を「7.5.20(火)～5.22(木)」に変更、期間「4」を「3」に変更。
12	◎研修指導研究会	第1回	8.5.27(水)～5.29(金)	約50	7.5.28(水)～5.30(金)	各3	47	
		第2回	[リ] 8.12.2(水)～12.4(金)	約50	[リ] 7.12.1(月)～12.3(水)		48	
13	◎実務指導研究会	民事	8.5.13(水)	約50	[リ] 7.5.9(金) 7.5.14(水)	各2	41	
		刑事	8.5.14(木)	約50	[リ] 7.5.9(金) 7.5.15(木)		39	
		家事	8.5.14(木)	約40	[リ] 7.5.9(金) 7.5.15(木)		19	
14	◎情報セキュリティ研修	[リ] 8.11.20(金)	1	約60～80	[リ] 7.11.19(水)	1	79	
15	◎係長等(総務担当)研修	視聴研修 [リ] 8.9.24(木) 8.10.1(木)～10.2(金)	3	約50	[リ] 7.9.24(水) 7.10.2(木)～10.3(金)	3	52	
16	◎係長等(人事担当)研修	視聴研修 [リ] 8.10.14(水) 8.11.5(木)～11.6(金)	3	約70	[リ] 7.10.14(火) 7.11.5(水)～11.6(木)	3	66	
17	◎係長等(会計担当)研修	視聴研修 [リ]8.11.10(火)～11.11(水) 8.11.17(火)～11.18(水)	4	約60	[リ]7.11.11(火)～11.12(水) 7.11.17(月)～11.18(火)	4	62	
18	◎訟廷管理係長研修	[視聴研修]8.4～6	—	未定	7.5.16(金)	1	17	
19	◎研修事務担当者研修	8.6.10(水)～6.11(木)	2	約40	7.6.11(水)～6.12(木)	2	38	
20	◎情報処理研修	[リ] 8.9.17(木)	1	約100	[リ] 7.9.18(木)	1	146	
21	◎トップマネジメント研究会	第1回	[リ] 8.9.15(火)	約260	[リ] 7.9.16(火)	各1	[全]	実施時期「7.9.16(火)」を「7.12.9(火)」に変更
		第2回	[リ] 8.9.28(月)	約50	[リ] 7.9.29(月)		47	
22	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回	[リ]8.8.31(月)～9.1(火)	2	8	[リ]7.9.1(月)～9.2(火)	2	[全]
		第2回	[参orリ]8.11.17(火)～8.11.18(水)	2	約50	7.11.11(火)～11.12(水)	2	[全]
23	◎管理者研究会(組織運営)(※)	[リ] 8.6.2(火)	1	未定	[リ] 7.5.20(火) [リ]7.6.5(木)～6.6(金)	3	58	
24	◎裁判部ゼネラルマネジメント研究会	[リ] 8.11.26(木)	1	未定	[リ] 7.11.27(木)	1	81	
25	◎次席書記官研究会	[リ] 8.7.7(火) [リ] 8.11.26(木)	2	未定	[リ] 7.7.8(火) [リ] 7.11.27(木)	2	53	
26	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	[リ] 8.9.11(金) [リ] 8.11.25(水)～11.26(木)	3	未定	[リ] 7.9.8(月) [リ] 7.11.28(金)	2	29	
27	◎管理者研究会	視聴研修 [リ] 8.4.14(火)～4.16(木)のうち 1、2日程度 8.4.20(月)～4.21(火)	4	未定	[リ] 7.4.15(火)～4.17(木) 7.4.21(月)～4.22(火)	5	135	

令和8年度					令和7年度				
番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	備考
28	ミドルマネジメント研修	第1回	視聴研修 [リ] 8.9.3(木)～9.4(金)のうち1日程度 8.10.6(火)～10.7(水)	各3	約100	[リ] 7.9.4(木)～9.5(金) 7.10.7(火)～10.8(水)	各4	97	
		第2回	視聴研修 [リ] 8.9.3(木)～9.4(金)のうち1日程度 8.10.8(木)～10.9(金)		約100	[リ] 7.9.4(木)～9.5(金) 7.10.9(木)～10.10(金)		100	
		第3回	視聴研修 [リ] 9.1.13(水)～1.14(木)のうち1日程度 9.2.2(火)～2.3(水)		約100	[リ] 8.1.14(水)～1.15(木) 8.2.3(火)～2.4(水)		約100	
		第4回	視聴研修 [リ] 9.1.13(水)～1.14(木)のうち1日程度 9.2.4(木)～2.5(金)		約100	[リ] 8.1.14(水)～1.15(木) 8.2.5(木)～2.6(金)		約100	
29	シニア・ミドルマネジメント研修	第1回	[リ] 8.10.21(水) [リ] 8.10.22(木)～10.23(金)	各3	未定	[リ] 7.10.21(火) [リ] 7.10.23(木)～10.24(金)	各3	67	
		第2回	[リ] 8.10.21(水) [リ] 8.10.26(月)～10.27(火)		未定	[リ] 7.10.21(火) [リ] 7.10.27(月)～10.28(火)		69	
30	◎裁判部企画官任命前研修		[リ] 9. 3.18(木)	1	未定	[リ] 8. 3.19(木)	1	未定	
31	◎主任家庭裁判所調査官研修		[リ] 8.6.22(月)～6.24(水)	3	未定	[リ] 7.6.23(月)～6.25(水)	3	48	
32	◎総合職採用職員初任研修		8.4.7(火)～4.9(木)	3	未定	7.4.4(金)～4.8(火)	3	73	
33	◎CA研修実務試験	前期研修	8.6.22(月)～7.10(金)	15	未定	7.6.23(月)～7.11(金)	15	55	
		実務研修	8.7.13(月)～8.14(金)	23		7.7.14(月)～8.15(金)	23		
		後期研修	8.8.17(月)～9.4(金)	15		7.8.18(月)～9.5(金)	15		
34	○書記官ブラッシュアップ研修		7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	278	
35	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
36	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	未定	
37	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	未定	
38	○新任中間管理者研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	未定	
39	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	294	
40	○新任主任・調査員研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
41	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
42	○ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	
43	○事務官法律研修		実施機関が適宜決定	8～10	未定	実施機関が適宜決定 実施機関が適宜決定	9～11	358	「通信研修」を解消。期間「9～11」を「8～10」に変更。
44	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	4	未定	
45	○トータルキャリア研修		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	未定	
46	◇フォローアップセミナー		①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3	未定	①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3	未定	
47	◇フレッシュセミナー		勤務初日及び2日目	2	未定	勤務初日及び2日目	2	未定	
	合同実務研究					7.9～8.3	7月	5	
48	書記官実務研究		8.4～9.3	1年	2	7.4～8.3	1年	2	
49	家庭裁判所調査官実務研究(指定研究)		8.4～9.3	1年	6	7.4～8.3	1年	約6	
	同上(個人及び共同研究)		8.7～9.3	8月	未定	7.7～8.3	8月	約7	
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)		8.7～9.3	8月	未定	7.7～8.3	8月	約12	
	同上(心身の鑑別についての研究)		9.2～3	1月	3	8.2～3	1月	約3	
	同上(更生保護についての研究)		9.2～3	1月	3	8.2～3	1月	約3	
60	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
61	●自庁研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			

令和8年度					令和7年度				
番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	備考
	◎研修計画協議会					[リ] 8.1.8(木)	1	約30	
62	書記官養成課程第一部	第23期	8.4.1(水)～9.3.25(木)	1年	未定	7.4.1(火)～8.3.24(火)	1年	209	令和7年度欄は第22期生
63	書記官養成課程第二部	第22期(2年生)	7.4.1(火)～9.3.25(木)	2年	129	6.4.1(月)～8.3.24(火)	2年	128	令和7年度欄は第21期生
		第23期(1年生)	8.4.1(水)～10.3月下旬頃	2年	未定	7.4.1(火)～9.3月下旬頃	2年	129	令和7年度欄は第22期生
64	家裁調査官養成課程第22期		7.4.1(火)～9.3.25(木)	2年	57	6.4.1(月)～8.3.24(火)	2年	54	令和7年度欄は第21期生
65	家裁調査官養成課程第23期		8.4.1(水)～10.3月下旬頃	2年	未定	7.4.1(水)～9.3月下旬頃	2年	57	令和7年度欄は第22期生

- ・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中
- ・(☆)を付したものについては、隔年実施
- ・中央研修については、[リ]→リモート、無印→参集、[参orリ]→参集・リモートの別が未定のもの
- ・令和7年度の人員のうち、[全]を付したものは、対象官職の職員全員が参加
- ・備考欄には、令和7年度について当初計画から変更等があった内容等を記載

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施本数	5	6	6	7	7
参加人員	349	402	403	465	465

年度	研修等の名称 (テーマ等)	実施時期 (合同実施日数)	参加員	備考
3	管理者研究会（組織運営） （支部運営における本庁との連携について）	5/18～20 （1日間）	約60	研修中止
	民事実務研究会 （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	6/9～10 （1日間）	50	6/9で実施 H16～合同実施（H23を除く）
	刑事実務研究会 （刑事事件における裁判官と書記官の協働について）	11/10 （1日間）	50	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 （家事事件における家庭裁判所の機能充実にに向けた職種間連携、面会交流事件における審理と調査）	11/17～18 （2日間）	書50 調49	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 （基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、これからの報酬付与の在り方等）	10/7～8 （2日間）	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 （少年審判の機能充実にに向けた職種間連携）	12/20～21 （2日間）	書50 調50	H17、H18、H20～合同実施（ただし、 記は合同実施中止、家庭調査官研究 員単独実施部分を実施）
4	管理者研究会（組織運営） （支部運営における本庁との連携について）	5/24～26 （1日間）	次書24 次調11 次長22	H24～合同実施（R2、R3を除く）
	民事実務研究会（第1回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	6/22～23 （1日間）	50	H16～合同実施（H23を除く）
	刑事実務研究会 （刑事事件における裁判官と書記官の協働について）	12/7～8 （1日間）	49	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 （家事事件における家庭裁判所の機能充実にに向けた職種間連携、調停運営の在り方）	11/8～10 （2日間）	書49 調49	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 （基本計画を踏まえた後見人等の選任・交代の在り方、新たな報酬算定の運用イメージ等）	10/5～6 （2日間）	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 （少年審判の審理における職種間連携の在り方）	9/7～9 （2日間）	書48 調50	H17、H18、H20～合同実施（ただし、 記は合同実施中止、家庭調査官研究 員単独実施部分を実施）
5	管理者研究会（組織運営） （支部運営における本庁との連携について）	5/23、6/8～9 （1日間）	次書19 次調15 次長23	H24～合同実施（R2、R3を除く）
	民事実務研究会（第1回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	6/19～20 （1日間）	50	H16～合同実施（H23を除く）
	刑事実務研究会 （刑事事件における裁判官と書記官の協働について）	6/19～20 （1日間）	50	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 （充実した調停運営と職種間の連携協働の在り方）	11/7～9 （2日間）	書50 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 （基本計画を踏まえたチーム支援と家庭裁判所の役割、報酬算定の在り方等）	10/4～5 （2日間）	49	H24～合同実施
	少年実務研究会 （少年審判の機能充実にに向けた職種間連携）	9/6～8 （2日間）	書48 調49	H17、H18、H20～合同実施（ただし、 記は合同実施中止、家庭調査官研究 員単独実施部分を実施）
6	管理者研究会（組織運営） （支部運営における本庁との連携について）	5/21、6/6～7 （1日間）	次書20 次調16 次長23	H24～合同実施（R2、R3を除く）
	民事実務研究会（第1回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	6/17～18 （1日間）	50	H16～合同実施（H23を除く）
	民事実務研究会（第3回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	12/6 （1日間）	49	
	刑事実務研究会 （刑事事件における裁判官と書記官の協働について）	6/17～18 （1日間）	58	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 （充実した調停運営と職種間の連携協働の在り方）	11/6～8 （2日間）	書49 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 （報酬算定の在り方、財産管理事務の監督の在り方、身上保護事務の監督の在り方）	10/2～3 （2日間）	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 （少年審判の審理充実に向けた職種間連携）	9/11～13 （2日間）	書50 調50	H17、H18、H20～合同実施（ただし、 記は合同実施中止、家庭調査官研究 員単独実施部分を実施）
7	管理者研究会（組織運営） （支部運営における本庁との連携について）	5/20、6/5～6 （1日間）	次書32 次調13 次長13	H24～合同実施（R2、R3を除く）
	民事実務研究会（第1回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	6/16～17 （1日間）	49	H16～合同実施（H23を除く）
	民事実務研究会（第2回） （民事立会部における裁判官と書記官との協働について）	12/5 （1日間）	50	
	刑事実務研究会 （刑事事件における裁判官と書記官の協働について）	6/16～17 （1日間）	59	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 （充実した調停運営と職種間の連携協働の在り方）	11/5～7 （2日間）	書50 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 （適切な後見人の選任、新たな報酬算定に関する運用等）	10/1～2 （2日間）	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 （少年審判の機能充実にに向けた職種間連携）	9/10～12 （2日間）	書49 調50	H17、H18、H20～合同実施（ただし、 記は合同実施中止、家庭調査官研究 員単独実施部分を実施）

協 議 事 項

- 1 令和 8 年度以降のシステム導入期における対応について
- 2 研修における高裁の役割について
- 3 研修計画協議会の廃止後の次年度の研修実施計画及び研修運営上の諸問題に関する高裁との意見交換等について